

教育訓練休暇付与コース

1事業所当たり 30 万円<36 万円>



従業員様に教育訓練を受講するための休暇を
有給で取ってもらえるようにします
(従業員 100 人未満=最低適用人数 1 人)
(従業員 100 人以上= 5 人)

- ① 3 年に 5 日以上有給で休みをとれるようにします
- ② 1 年の期間ごとに 1 人以上に休暇を付与します



労働協約または
就業規則に規定

当書類の有効期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

(株式会社ライフ・ミッション作成)